山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程をここに定める。

平成２９年４月１２日

山陽小野田市水道事業管理者　岩佐　謙三

山陽小野田市水道事業管理規程第４号

　　　山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する

規程

　山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成１７年水管規程第２３号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、山陽小野田市水道事業給水条例（平成１７年山陽小野田市条例第１９５号。以下「条例」という。）第３１条に規定する使用水量の認定及び第３７条に規定する水道料金の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程において「使用水量」とは、条例第２１条及び第３０条の規定により決定した水量とする。

２　この規程において「推定水量」とは、山陽小野田市水道事業給水条例施行規程（平成１７年山陽小野田市水管規第２４号。以下「施行規程」という。）第３４条の規定により決定した水量とし、１㎥未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

３　この規程において「更正水量」とは、使用水量から推定水量を差し引いた水量の２分の１とし、１㎥未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

（調査）

第３条　水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、施行規程第３３条の規定より使用水量の通知についての異議の申出があった場合は、水道メーターの点検（以下「点検」という。）の誤り及び水道メーター（以下「メーター」という。）の故障等の確認を速やかに行わなければならない。

２　前項の定めによる調査の結果、点検に誤りがあった場合は、速やかに使用水量及び水道料金の更正をしなければならない。

（使用水量の認定の対象）

第４条　条例第３１条に規定する使用水量の認定の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) メーターの故障、埋没又は不在等により点検ができないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特別の事由があると認めた

もの

（使用水量の認定）

第５条　前条で規定する使用水量は、推定水量を使用水量と認定するものとする。

（水道料金の減免の対象）

第６条　水道料金の減免の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) メーターの口径が１３ｍｍ及び２０ｍｍの給水装置からの漏水において、地下漏水等で発見が困難と認められた場合で、速やかに適正な修理を完了したもの。ただし、官公署、学校、各種法人又は営利目的のみの使用の給水装置については除くものとする。

(2) メーターの口径が２５ｍｍ以下の給水装置からの漏水において、修繕箇所がメーターの前後各５０ｃｍ以内の給水装置であり、かつ、メーターの交換日から半年以内の漏水で発見が困難なもの

(3) 修理不完全又は修理遅延による漏水で水道使用者に責任がない場合。ただし、その原因が山陽小野田市水道局（以下「水道局」という。）にあると認められるもの

(4) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第２号の規定又はそれに準じた災害救助に使用したもの

(5) 配水管工事、修理工事その他水道局の原因により発生した赤水等濁水の放水に使用したと認められるもの

(6) 災害対策基本法（昭和３７年法律６８号）第８６条の９の規定により受入れた他の都道府県の被災住民であり、かつ、同法第９０条の２で規定する罹災証明書の交付を受け提示をしたもの。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特別の事由があると認めたもの

２　前項各号に掲げる減免の対象期間は、次の各号とする。

(1) 前項第１号については、当該事由が発生した期分（点検を行った日の属する月及びその前月分）とする。ただし、事由発生期間が複数の期分にわたった場合においては、修理が完了した期分又は修理が完了した前の期分のいずれかの使用水量が多い期分を対象とする。

(2) 前項第２号から第５号及び第７号については、当該事実が発生した期分を対象とする。

(3) 前項第６号については、受入れた事実が発生した日から半年経過した日までの属する期分までとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（水道料金の減免の算定方法）

第７条　水道料金の減免の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第１項第１号については、使用水量から算定した水道料金と使用水量から更正水量を減じて得た水量から算定した水道料金の差額分を減免するものとする。

(2) 前条第１項第２号から第４号までについては、使用水量から算定した水道料金と推定水量から算定した水道料金の差額分を減免するものとする。

(3) 前条第１項第６号については、使用水量から算定した水道料金の全額を減免するものとする。

(4) 前条第１項第５号又は第７号については、管理者が別に定めるものとする。

（減免の申請）

第８条　第６条に規定する水道料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書（様式第１号）を管理者に提出しなければならない。ただし、同条第１項第３号から第５号までに該当した場合は、この限りでない。

２　第６条第１項第１号に該当する申請の場合は、前項で規定する申請書に、次の各号で規定する書類を添えなければならない。

(1) 工事証明書（様式第２号）

(2) 工事現場写真（漏水箇所の工事着手前及び工事完了後）

（減免等の通知）

第９条　前条の規定による申請書の提出があったときは、減免等の結果について、当該水道使用者に通知するものとする。

（適用除外）

第１０条　水道使用者が給水装置の修理を怠った場合又は給水装置の善良な管理義務を怠ったために生じた事故については、この規程を適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程は、平成２９年５月１日以後の点検分から適用し、同日前の点検に基づく使用水量については、なお従前の例による。

３　改正前の山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成１７年水管規程第２３号）に規定する様式は、当分の間使用することができる。この場合において、様式中「（第６条関係）」とあるのは「（第８条関係）」と読み替えるものとする。